

2018年11月5日 全3頁

# バーゼル規制の最近の動向

マーケット・リスク規制の見直しについて、今年末頃の完了を目指す

金融調査部  
主任研究員 金本悠希

## [要約]

- 9月19日・20日に、バーゼル委は会合を開催し、グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の2018年リストに合意したほか、レバレッジ比率規制、マーケット・リスクの枠組み、合意済みのバーゼル規制の実施等について議論した。
- 同会合では、マーケット・リスクの枠組みの見直しを2018年末頃に最終化することが企図されていることが明らかにされた。
- また、同会合を受け、バーゼル委は、10月下旬に、レバレッジ比率規制に係る市中協議文書や、ストレステストに係る諸原則の改訂版等を公表した。

9月19日・20日に、バーゼル銀行監督委員会（以下、バーゼル委）が会合を開催し、規制・監督上の諸問題について議論した<sup>1</sup>。本稿では、この会合で議論されたテーマと、この会合を受けてバーゼル委が公表した資料に基づき、バーゼル規制の最近の動向について解説する。

## (1) グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）の2018年の選定結果

同会合では、バーゼル委がG-SIBsの2018年の選定結果について承認された。11月に、金融安定理事会（FSB）が2018年のリストを公表する見込みである。また、同会合では、バーゼル委がG-SIBsに該当するかの評価の対象となった全ての銀行について、ハイレベルな指標値を公表することにも合意された。

そのため、11月のG-SIBsのリスト公表からは、G-SIBsだけでなく、G-SIBsに選定されなかった銀行についてもハイレベルな指標値が公表されることとなる。なお、G-SIBsは、各銀行の、規模、相互関連性、代替性/金融インフラ、複雑性、クロスボーダーな活動の5個の指標に基づいて選定される。

<sup>1</sup> バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/press/p180920b.htm>) 参照。

## (2) マーケット・リスクの枠組みの見直し

バーゼル委は、マーケット・リスクの枠組みについて 2016 年 1 月に合意し規則文書を公表したが、同規則文書で残された課題に対応するため、再度 2018 年 3 月に、マーケット・リスクの枠組みを見直す市中協議文書を公表した<sup>2</sup>。

9 月 19 日・20 日の会合では、マーケット・リスクの枠組みの見直しの進捗について議論され(詳細不明)、見直し内容を 2018 年末頃に最終化することを企図しているとされている。

## (3) 規制の変更に対する銀行の対応

同会合では、規制裁定取引の可能性を含め、規制の変更に対する銀行の対応について議論された。銀行がレバレッジ比率の水準に影響を与えるため、規制上の報告日近辺でバランスシートを調整するという、レバレッジ比率の「ウィンドウ・ドレッシング (粉飾)」行為について、バーゼル委がニュースレターを公表することが明らかにされた。また、いわゆる settled-to-market デリバティブ取引の流動性規制上の取扱いを明確化することに合意し、9 月 20 日に FAQ を公表した<sup>3</sup>。

レバレッジ比率のウィンドウ・ドレッシング行為に関して、10 月 18 日、バーゼル委は「レバレッジ比率のウィンドウ・ドレッシング行為に係るステートメント」を公表した<sup>4</sup>。同ステートメントでは、銀行によるウィンドウ・ドレッシングは、レバレッジ比率規制の目的を損ない、金融市場を混乱させるリスクがあるため、容認できないとし、銀行は、報告日に高いレバレッジ比率の水準を報告・開示するためだけを目的とする取引を行うべきではないとしている。さらに、監督当局の対応として、より高頻度の報告等について検討し得ると述べている。

## (4) レバレッジ比率規制が顧客清算取引に与える影響評価の結果

顧客清算取引とは、店頭デリバティブ取引の中央清算機関の直接参加者が、直接参加者でない顧客の店頭デリバティブ取引を取り次ぐ取引を指す。G20 首脳は、店頭デリバティブ市場改革にコミットしており、バーゼル委は 9 月 19 日・20 日の会合で、金融危機後の規制改革が店頭デリバティブ取引の中央清算化のインセンティブに与える影響に関するバーゼル委等の共同市中協議文書について議論し、レバレッジ比率規制に関する市中協議文書を公表することに合意した。

これを受け、バーゼル委は 10 月 18 日に、レバレッジ比率規制を見直す市中協議文書を公表

<sup>2</sup> 見直しの概要について、金融庁ウェブサイト (<https://www.fsa.go.jp/inter/bis/20180328-1.html>) 参照。

<sup>3</sup> バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/press/p180920a.htm>) 参照。FAQ では、settled-to-market デリバティブ取引 (清算されたデリバティブ取引の変動証拠金を、担保の移転ではなく、決済と記録する取引) の流動性リスクは、変動証拠金を担保の移転とする伝統的な取扱いと同様に扱うことが明確化されている。

<sup>4</sup> バーゼル委ウェブサイト ([https://www.bis.org/publ/bcbs\\_n120.htm](https://www.bis.org/publ/bcbs_n120.htm)) 参照。

した<sup>5</sup>。同市中協議文書は、レバレッジ比率規制における店頭デリバティブ取引の顧客清算取引の扱いが中央清算を阻害している可能性を踏まえ、次の3つの案が示されている。

- ① 現行の扱いを維持する
- ② 顧客から受け入れた当初証拠金を、顧客のために中央清算されるデリバティブ取引の潜在的将来エクスポージャーと相殺することを認める
- ③ 顧客から受け入れた当初証拠金・変動証拠金を、顧客のために中央清算されるデリバティブ取引の再構築コスト及び潜在的将来エクスポージャーと相殺することを認める

(※) デリバティブ取引の与信相当額を算出する標準的手法 (SA-CCR) では、与信相当額は、再構築コストと潜在的将来エクスポージャーの合計額を1.4倍した額とされている。

## (5) ストレステストに係る諸原則の改訂版

バーゼル委は、9月19日・20日の会合で、2017年12月に公表された市中協議文書を踏まえ、ストレステストに係る諸原則の改訂版を公表することに合意した。

これを受け、バーゼル委は10月17日に改訂版を公表した<sup>6</sup>。改訂版は、以下の原則で構成され、多くの銀行で適用できるよう抽象的な内容とし、その後のストレステストの実践を踏まえ、強固なものにしたものとされている。

- ① ストレステストの枠組みは、明確に規定され、目的を公式に採択すべき
- ② ストレステストの枠組みは、効果的なガバナンス構造を含むべき
- ③ ストレステストは、リスク管理手法として使用され、ビジネス上の決定に対して情報を提供するように使用されるべき
- ④ ストレステストの枠組みは、重要な関連リスクを捕捉し、十分深刻なストレスを適用すべき
- ⑤ リソースと組織構造は、ストレステストの枠組みの目的に合致する、適切なものであるべき
- ⑥ ストレステストは、正確で十分詳細なデータと強固なITシステムによってサポートするべき
- ⑦ ストレスシナリオの影響と感度を評価するモデルと方法は、目的に適合したものであるべき
- ⑧ ストレステストのモデル、結果及び枠組みは、異論を認め、定期的に見直すべき
- ⑨ ストレステストの実践及び結果は、各国・地域間で伝達（共有）されるべき

## (6) その他

上記のほか、バーゼル委は同会合で、暗号資産（仮想通貨）を含め、現在の局面において重要なリスクについて議論し、合意済みのバーゼル規制が完全、適時かつ整合的に実施されるべきである点について再確認した。

(以上)

<sup>5</sup> バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d451.htm>) 参照。

<sup>6</sup> バーゼル委ウェブサイト (<https://www.bis.org/bcbs/publ/d450.htm>) 参照。